

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 4 年 1 月 5 日付けの児童手当支給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。
連れ去り別居のため、監護ができない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 7 月 1 2 日	諮問
令和 4 年 9 月 2 0 日	審議（第 7 0 回第 4 部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

そして、同条4項によれば、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母・・・のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母・・・と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母・・・によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとされている。

- (2) 法7条1項によれば、児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとされており、法8条2項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

- (3) 規則7条1項によれば、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、児童手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (4) 「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2・1・(6)によれば、（法4条4項の引用後）「すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当するものとして取り扱うものであること。」とされている（同居優先）。
- (5) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）22条1項によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、法4条4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合（2号）は、職権に基づく処理を行うことができるものとされている。
- (6) 「児童手当Q & A集」（平成25年9月30日付厚生労働省児童手当管理室発行）問6-4によれば、「同居優先」が適用される場合の確認書類として取り扱って差し支えない書類として、弁護士等第三者により作成された書類等がこれに当たるとしている。
- (7) なお、局長通知及びガイドラインは、いずれも地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なもの認められる。
- 2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。
- (1) 処分庁は、母親からの本件請求を受け、住民基本台帳により母親が本児と同居し、請求人とは別居していることを確認し、後日、本件上申書により、夫婦関係等調整（離婚）の調停中であることを確認したことから、上記1・(4)及び(6)に基づき、母親が本児の日常生活の主宰者であり、本児を監護しているものと認め、

本児に係る児童手当の受給者であると認定し、令和3年10月分から本件手当を支給することを決定したものと認められる。

(2) その上で、処分庁は、請求人の本件手当の受給資格は消滅したとして、規則10条の規定に基づき、その旨、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる。

(3) そうすると、本件処分は、上記1の法、規則、局長通知、ガイドライン等に基づいてなされており、これを違法又は不当とすることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張する。

しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子